

よくある質問（FAQ）

番号	質問	回答
1	推薦の基準日はいつですか。	令和 7 年 7 月 1 日時点です。
2	推薦の基準日時点で休職中の方を推薦できますか。	推薦できません。
3	育児休業や介護休業を取得している場合、勤務歴に通算できますか。	通算できます。
4	勤務形態が非常勤である方を推薦できますか。	原則として、常勤職員を対象としています。 ただし、施設以外の事業のうち、訪問介護員に従事している方など、常勤職員という考え方がなじまない方についてはこの限りではありません。
5	介護保険法に基づく訪問介護の指定をとっていますが、障害者総合支援法に基づく居宅介護の指定もとっています。その場合、高齢・障がいそれぞれのサービスから推薦をあげることができますか。	推薦できません。 訪問介護サービスと居宅介護サービスは、人員・設備等において一体的な運営を行うサービスであることから、ひとつの事業所とみなします。 同様に、入所施設等において空床利用が可能な短期入所事業を実施している場合や、障がい福祉サービスにおける多機能型事業所についても、ひとつの事業所とみなし、それぞれのサービスからの推薦はできません。
6	推薦結果はいつ通知されますか。	令和 7 年 8 月頃に推薦者を通じて授賞者に書面にて通知します。
7	表彰式はありますか。	令和 7 年度については 10 月 17 日（金曜日）開催予定の「大阪市社会福祉大会」において表彰式を行います。
8	「大阪市社会福祉大会」に参加できない場合はどうしたらいいですか。	福祉局生活福祉部地域福祉課に令和 7 年 10 月末までに賞状等を必ず受け取りに来てください。
9	社会福祉事業の業務に従事している者とは、具体的にはどのような者ですか。	社会福祉法第 2 条に定める、第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業に従事している方です。